



平成17年度明るい選挙啓発ポスターコンクール
 品川区選挙管理委員会委員長賞 伊藤小学校5年 中島杏樹さん

7月29日(日)は
参議院議員選挙の
投票日です
投票時間は午前7時～午後8時

参議院議員の任期は6年ですが、3年ごとに半数ずつ改選されます。今回は、平成13年に選出された参議院議員が任期満了となり、その選挙が7月29日(日)に行われます。
 参議院議員選挙は、「東京都選出議員選挙」と「比例代表選出議員選挙」の投票を行います。
 なお、開票は7月29日(日)午後8時35分から総合体育館で行います。

品川区で投票できる方

昭和62年7月30日以前に生まれ、平成19年4月11日までに品川区に転入の届け出をし、引き続き区内に住んでいる方です。

4月12日以後に転入の届け出をした方などは、下表をご覧ください。

●投票できる方・できない方

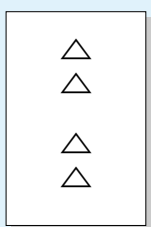
		投票できます	
		今の住所の投票所で	前の住所の投票所で
選挙人名簿に登録があり、住所に変更がない方		○	
区内で転居した方	選挙人名簿に登録がある方	6月24日以前に転居届をした方	○
		6月25日以後に転居届をした方	
品川区に転入した方	4月11日以前に転入届をした方		○
	4月12日以後に転入届をした方(前住所地の選挙人名簿に登録がある場合)	前住所地を3月12日以前に転出した方	投票できません
		前住所地を3月13日～28日に転出した方	期日前投票ができる場合があります*1
	前住所地を3月29日以後に転出した方	○	
品川区から転出した方	4月11日以前に転出先に転入届をした方		○
	4月12日以後に転出先に転入届をした方(品川区の選挙人名簿に登録がある場合)	品川区を3月12日以前に転出した方	投票できません
		品川区を3月13日～28日に転出した方	期日前投票ができる場合があります*2
	品川区を3月29日以後に転出した方	○	
昭和62年7月31日以後に生まれた方		投票できません	

「転出」した日は、転出の届けをした日ではなく、実際に異動した日です。
 *1 投票できる期間が限られますので、前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。
 *2 投票できる期間が限られますので、品川区選挙管理委員会へお問い合わせください。

投票の方法(投票用紙の記載例)

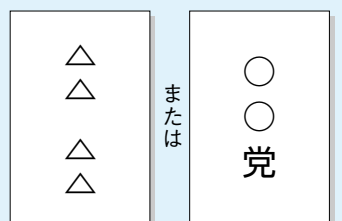
●東京都選出議員選挙
 (投票用紙は薄い黄色)

「候補者1人の氏名」を記入します。



●比例代表選出議員選挙
 (投票用紙は白色)

「候補者1人の氏名」または「政党その他の政治団体の名称(略称可)」を記入します。



期日前投票

選挙人名簿に登録があり、投票日当日に仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭などで、投票所へ行くことができないと見込まれる方は、事前に期日前投票所で投票ができます。投票の際には、ご自分の入場整理券をお持ちください。

場所	期間	時間
261会議室 (区役所第二庁舎6階)	7月13日(金)～28日(土)	午前8時30分～午後8時
地域センター*	7月22日(日)～28日(土)	

*地域センターの窓口では、平日午後5時以降と土・日曜は期日前投票の受け付けのみを行います。そのほかの業務は行いませんのでご注意ください。

在外選挙

国外にお住まいで、在外選挙人証をお持ちの方は、「在外公館投票（大使館などでの投票）」または「郵便などによる投票」により、投票ができます。

また、一時帰国している場合は、在外選挙人証を提示して、投票日当日は荏原第三中学校（二葉1-3-40）で、期日前投票は区役所で投票ができます。このほか、滞在先（日本国内）での不在者投票ができます。詳しくはお問い合わせください。

※公職選挙法が改正され、今回の選挙より比例代表選出議員選挙に加えて、東京都選出議員選挙の投票もできるようになりました。

代理投票・点字投票

体が不自由などのため、字を書くことができない方は、「代理投票」の方法で投票ができます。代理投票は、申し出により投票所の係員が代筆します。投票の秘密は固く守られますので、遠慮なく投票所の係員にお申し出ください。

また、目が不自由な方は、点字で投票できます。投票所には、点字器を用意しています。

投票所入場整理券

世帯ごとに封書で送付します。

封筒には1人1枚ずつ世帯全員分の入場整理券が同封されています。投票の際には、入場整理券に記載されている投票所へ、自分の名前が記載されている入場整理券をお持ちください。

万一、入場整理券を紛失しても投票できますので、投票所の相談係にお申し出ください。



選挙公報

東京都選出議員選挙の候補者氏名、経歴、政見などと、比例代表選出議員選挙で名簿を届け出た政党・政治団体の政策などを掲載した選挙公報を発行します。

各家庭には、7月27日(金)までにお配りします。届かない場合は、選挙管理委員会までご連絡ください。

不在者投票

●滞在先でする不在者投票

投票日に出張や旅行などで品川区外に滞在先、投票所に行くことができないと見込まれる方は、滞在先の選挙管理委員会で不在者投票ができます。あらかじめ、「不在者投票宣誓書（兼請求書）」で品川区選挙管理委員会に投票用紙を請求してください。投票用紙の郵送に時間がかかりますので、請求は早めをお願いします。

●指定病院などでする不在者投票

東京都選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームに入院（所）中の方は、施設内で不在者投票ができます。詳しくは病院、老人ホームにお問い合わせください。

●郵便などによる不在者投票

表1にあてはまる方

自宅で投票用紙に候補者氏名などを自書（必ず本人が記入）し、郵便など（郵便や信書便）で投票ができます。あらかじめ選挙管理委員会に申請・登録が必要です。

表1 郵便などによる不在者投票ができる方

表1にあてはまり、投票用紙に自書できる方に限ります

	障害名など	等級など
身体障害者手帳をお持ちの方	両下肢・体幹・移動機能の障害	1級・2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害	1級・3級
	免疫機能の障害	1級～3級
戦傷病者手帳をお持ちの方	両下肢・体幹の障害	特別項症～第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証をお持ちの方	被保険者証の「要介護状態区分等」の欄	要介護5

表1、表2ともにあてはまる方

あらかじめ選挙管理委員会に届け出た「代理記載人」（選挙権を有する方）1人に代筆させることができます。

表2 代理記載が認められる方

表1・2ともにあてはまる方に限ります

	障害名	等級
身体障害者手帳をお持ちの方	上肢または視覚の障害	1級
戦傷病者手帳をお持ちの方	上肢または視覚の障害	特別項症～第2項症

出入口・投票場所の変更

●第7投票所 三木小学校（西品川3-16-28）

校庭整備工事のため、正門からは出入りできません。南通用門（正門に向かって右側角）または北通用門からの出入りとなります。

●第19投票所 大井第一小学校（大井6-1-32）

校庭整備工事のため、南門（校庭側）からは出入りできません。正門からのみの出入りとなります。

●第30投票所 旗台小学校（旗の台4-7-11）

校舎耐震工事のため、東門からは出入りできません。正門と南門（校庭側）からの出入りとなります。

●第39投票所 上神明小学校（二葉4-4-10）

体育館が工事で使用できないため、今回の投票場所は北側校舎の教室となります。

参議院議員選挙の 情報をお知らせします

品川区テレホンガイド「知ッテル区ん」 ☎3777-7500

内容	コード番号	案内日
期日前投票	8330	7月28日(土)まで
投票率速報	8440	7月29日(日)から
開票速報	8550	

※投票率速報はおおむね1時間、開票速報はおおむね30分ごとに新しい情報になります（東京都選出議員選挙のみ）。

品川区ホームページ

<http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/>

※投票率・開票速報は携帯電話でもご覧になれます。

<http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/mbl>

ケーブルテレビ品川

「区民チャンネル」では、7月29日(日)午後8時30分から開票状況などを中継します。

〒108-8501 品川区品川3-16-28 品川ケーブルテレビ ☎3788-4035



飲食物の提供は 禁止されています

だれもが選挙運動に関して、どのような名目であっても飲食物（料理、酒、ビール、ジュースなど）を提供することは法律で禁止されています（候補者激励のため「陣中見舞い」として酒などを提供することも含まれます）。

また、他人名義または匿名で、政治活動（選挙運動を含む）に関して寄附することも禁止されています。